三　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第五号に規定するものを除く。）は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［イ～ホ　略］

［四　略］

五　第三号（ホを除く。）の規定は、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められる陸上移動局の無線設備について準用する。この場合において、同号中「前二号」とあるのは「第一号（ヘを除く。）及び前号」と、同号ハ中「四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）」とあるのは「二〇〇ミリワット以下」とし、同号ホ中の表を次の表のとおり読み替えるものとする。

チャネル間隔（MHz）	周波数幅（MHz）
五	四・五一五
一〇	九・三七五
一五	一四・二三五
二〇	一九・〇九五

2　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル５Ｇの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局（中継を行うものに限る。）にあつては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

三　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第五号に規定するものを除く。）は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

［イ～ホ　略］

［四　略］

五　第三号の規定は、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められる陸上移動局の無線設備について準用する。この場合において、同号中「第一号及び前号」とあるのは「第一号（ヘを除く。）及び前号」と読み替えるものとする。

［3～7　略］

三　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［イ～ホ　同上］

［四　同上］

［新設］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

［イ～ホ　同上］

［四　同上］

［新設］

［3～7　同上］